

いじめ防止基本方針

1. 目的

- ・いじめは人権を侵害するものであり、人間として絶対に許されない行為であることを生徒に認識させるとともに他者を思いやる気持ちを育てる。
- ・すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの解消に組織的かつ積極的に取り組む。

<いじめの禁止>

生徒は、絶対にいじめを行ってはならないということを理解させる。

<学校及び職員の責務>

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

<組織>

- ・生活指導主任を中心として、各主任、学年（担任）、養護教諭、スクールカウンセラーが連携し、いじめ撲滅を目指す。

2. いじめに関する基本的な考え方

- ・いじめは、人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめを傍観することも、いじめ行為と同様に許されない行為である。
- ・いじめは、すべての生徒、学校、学級に起こりうる問題であることを認識する。
- ・いじめの原因や形態は（SNSによるもの等も含め）様々で、見分けるのに複雑なものもある。
- ・いじめは、生徒の互いを認め合える人間関係と、いじめを許さない学校の雰囲気をつくるとが、未然防止の観点から重要である。
- ・いじめは、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって取り組むべき問題である。

3. いじめ防止のための手立て

①全職員での情報共有

生活指導部会、学年会議、個別支援会議等がいじめを含めた生徒理解について具体的な情報共有と対応策の方針を練る場を持つ。

②道徳心の向上

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

③いじめアンケートと個人面談

学期に一度、いじめアンケートを実施し、必要に応じて生徒に個別に話を聞く。

④いじめ防止を目的とした強化月間等を計画し、学校全体や学年・学級単位で生命や人権を尊重する取り組み、いじめ防止に向けた取り組みを行う。

- ・「ふれあい（いじめ防止）月間」（東京都）・・・6月、11月、2月
- ・「人権週間」（法務局）・・・12月初旬

⑤学年・学級で日々個々の生徒の把握

・スクログなど（日記による担任とのコミュニケーション）から毎日の心の状況を把握する。
また、面談や普段の様子等による情報収集を行い、生徒の状況を把握する。

⑥スクールカウンセラーの活用

・週に一度（毎週水曜日）、スクールカウンセラーによる相談日を設けて、生徒が安心して相談できる体制を作る。
・1年生については、スクールカウンセラーによるグループ面接を実施する。

⑦自己肯定感を高める指導の充実

・「楽しい授業」「分かる授業」を通して、全ての生徒に学習への意欲と達成感を味わせる。
・良いところ見つけ等の活動を取り入れ、生徒をプラス評価する場面を増やす。

⑧外部講師の活用

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、外部講師を招きセーフティ教室を実施する。

⑨現実的ないじめの対処

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。なお、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずることもある。

・いじめの関係者間に争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

⑩重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

・重大事態が発生した旨を、江戸川区教育委員会に速やかに報告する。
・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
・上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

*学校評価における留意事

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
・いじめの再発を防止するための取組に関すること。